



株式会社和食人材プラットフォーム
Washoku Inc.

食産業の人手不足を解消するために

株式会社和食人材プラットフォームは
「外食業」「飲食料品製造業」に特化した特定技能登録支援機関です。



2019年4月 新たな就労在留資格「特定技能」が創設されました

2019年4月、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。これにより、人手不足が深刻な産業分野において新たな外国人材の受入れが可能となりました。この在留資格「特定技能」に係る制度とは、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

株式会社和食人材プラットフォームは
2019年5月23日に特定技能登録支援機関として登録認定を受けました。
法務省管轄 登録支援機関 登録番号：19登-0000047



(株)和食人材プラットフォームは
RDCグループの関連会社です。



(株)和食人材プラットフォームは
農林水産省/日本料理の調理技能
の認定の運用・管理団体です。

「特定技能外国人」人材総合支援サービス事業

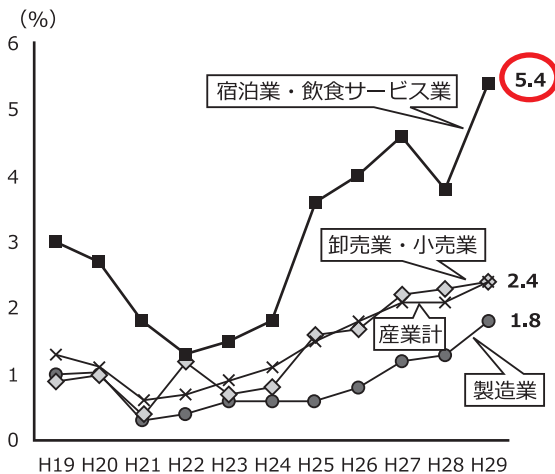
外食業分野における外国人人材受け入れの必要性

厚生労働省発表の2019年8月の有効求人倍率は全国で1.54倍、すべての都道府県で1を超える状況となっています。その中でも、外食業、飲食料品製造業における有効求人倍率は、全産業平均に比べると極めて高水準にあります。

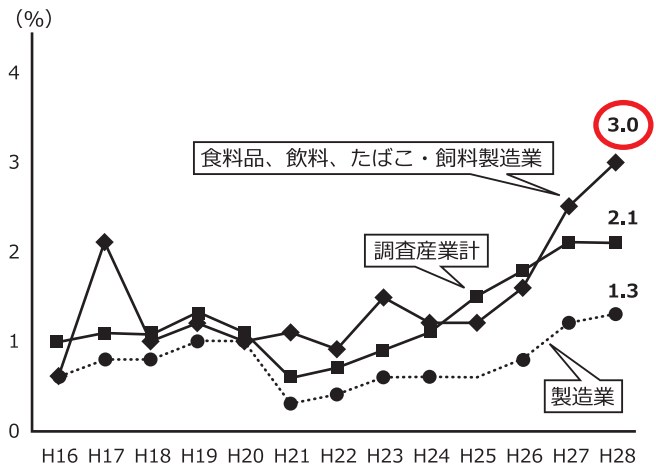
現在、「外食業」は留学生のアルバイトに、「飲食料品製造業分野」のは「技能実習生」によって支えられています。それでもこれらの分野の人手不足は解消されず、2019年4月に施行された「特定技能ビザ」が創設されました。これまで単純労働として認められなかった職務内容でも、また学歴や実務経験との関係性がなくとも働くことができるようになりました。



外食業における欠員率



飲食料品製造業における欠員率



出典：農林水産省食料産業局「外食業/飲食料品製造業分野における新たな外国人人材の受け入れについて」

特定技能(飲食料品製造業)の対象となる職種

食品製造業
清涼飲料製造業
茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
製氷業
菓子小売業（製造小売）
パン小売業（製造小売）
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

食品製造業の内訳

- 畜産食品製造業
- 水産食品製造業
- 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業
- 調味料製造業
- 糖類製造業
- 精穀・製粉業
- パン・菓子製造業
- 動植物油脂製造業
- その他の食品製造業
（でんぷん、めん類、豆腐・油揚げ、あん類、冷凍調理食品、惣菜、すし・弁当・調理パン、レトルト食品等）

特定技能(外食業)の対象となる職種

特定技能(外食)では、「飲食物調理」、「接客」、「店舗管理」の業務を行うことが必須となります。



対象となる職種

食堂、レストラン、料理店 喫茶店、ファーストフード店
テイクアウト専門店(店内で調理した飲食料品を渡すもの)
宅配専門店(店内で調理した飲食料品を配達するもの)、仕出し料理店

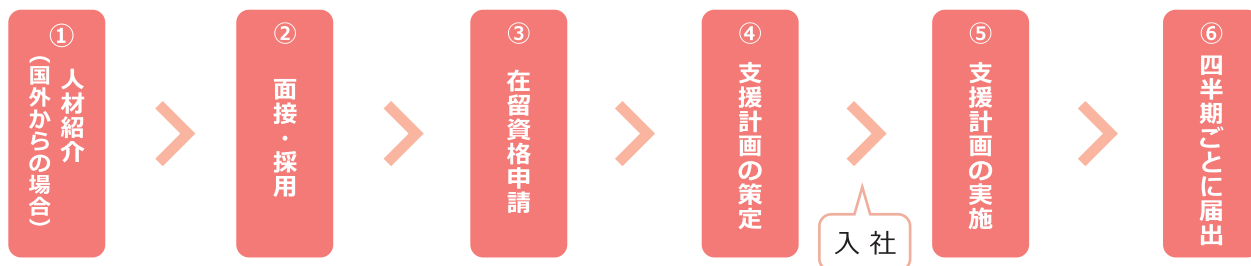


対象とならない職種

風俗利業法における接待飲食等営業
レストランで、清掃や皿洗いだけの仕事をする事
宅配専門店(宅配のみを専門とすること)

人材紹介～申請～支援の流れ

当社では相談から書類作成/申請業務までをワンストップで行います。



和食人材プラットフォームが行う支援

当社では入社前のオリエンテーションから、入社後の生活フォロー立ち上げフォローアップ、就業後3ヶ月ごとの面談の他、日常のメンタルケアまで行います。企業様にも特定技能外国人にも寄り添う支援をモットーとしています。

支援項目(抜粋)	内容
事前ガイダンス	労働条件、活動内容、入国手続き、徴収金有無についての説明等。
出入国する際の送迎	到着時に各国際空港と事業所又は住居への送迎等。帰国時も同様。
住居確保、生活に必要な契約支援	・企業様の代わりに住居等を確保するための支援等 ・住民票、在留カード、マイナンバーなどの登録。銀行口座、携帯電話などライフラインの契約などの案内・各手続きの補助。
生活オリエンテーション	日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や災害時の対応等。 日本語学習の機会の提供として、近隣の日本語教室への案内等。
転職支援(人員整理等の場合)	受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続きの情報提供等。
定期的な面談・行政機関への連絡	支援責任者が外国人及びその上司等と定期的(3ヶ月に1度以上)に面談し、労働基準法違反などがあれば各所へ通報。

農水省 海外における日本料理の調理技能認定事業



2016年、農林水産省では日本料理に関して適切な知識・技能を有する海外の日本食料理人を育成し、海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を適切かつ効果的に発信することを目的として、海外の外国人日本食料理人の調理技能認定のためのガイドラインを定めました。これは、海外で活躍する外国人日本食料理人のうちで、日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した方を、民間団体等が自主的に認定できるようにするものです。

和食人材プラットフォームは、このガイドラインに基づき、認定事業を推進していく運用・管理団体です。認定のための要件は下記の通りです

認定の種類	要件
実務経験が概ね2年程度の者 (ゴールド)	実務経験が概ね2年程度の者
日本料理学校等の卒業者又は 実務経験が概ね1年程度の者 (シルバー)	国内外の料理学校等の1年程度の日本食コースにおいて、本ガイドラインに定める日本料理の知識及び技能に関するカリキュラムを履修し、当該料理学校等を卒業した者 日本人が料理長等を務める国内の日本食レストランにおける実務経験が概ね1年程度ある者であって、本ガイドラインに定める日本料理の知識及び技能を修得していると認められるもの
短期料理講習会等を受講した者 (ブロンズ)	国内外の日本料理学校、民間団体等が主催する短期料理講習会等において、本ガイドラインに定める日本料理の知識及び技能に関する講習を受講した者であって、認定団体が実施する試験に合格したもの



株式会社和食人材プラットフォーム
Washoku Inc.

会社名 株式会社和食人材プラットフォーム
代表者 代表取締役社長 坂口岳洋
所在地 〒104-0045 東京都中央区築地3-7-2
築地スカイビル3階
設立年 2015年10月
資本金 4,275万円
電話番号 03-6264-0043
FAX 03-6264-0044
メール contact@washoku-jinzai.co.jp
HP <https://washoku-jinzai.co.jp/>